

経 済 労 働 委 員 会 記 録

開催日時 平成28年8月29日(月) 10:03~12:13

開催場所 第2委員会室

出席委員 8名

松尾 勇臣 委員長

川口 延良 副委員長

池田 慎久 委員

藤野 良次 委員

安井 宏一 委員

和田 恵治 委員

中村 昭 委員

今井 光子 委員

欠席委員 なし

出席理事者 森田 産業・雇用振興部長

福谷 農林部長 ほか、関係職員

傍聴者 5名

議 事

(1) 平成28年度主要施策の概要について

(2) その他

<会議の経過>

○松尾委員長 ただいまの説明、またはその他の事項も含めまして質疑があればご発言お願いします。

○安井委員 1点だけお伺いしたいのですが、きょうの予算説明もあったわけですが、奈良県の北部、特に生駒市、奈良市の北部のほうで、ナラ枯れが非常に影響を受けて、ナラといわれる種類の木が秋でもないのに枯れていく現状が、北からだんだん南のほうに、生駒市の南のほう、奈良市も南のほうと、昨年比べてことしも被害が伸びてきているという状況下にあるわけで、これについての対策も講じられているとは思いますが、市町村との連携、あるいは県としての考え方、現状、このことについてお答えいただきたいと思います。

○伊賀森林整備課長 委員のご指摘のとおり、本県におけるナラ枯れ被害については、平

成22年に京都府に隣接する奈良市の若草山山麓において被害を確認して以降、昨年度までは主に奈良市や生駒市等の県北部地域において目立って発生していましたが、今年度は橿原市や王寺町等の県中部地域でも被害の発生拡大を確認しています。そのため県としては、今年度はライフライン等に重大な影響を及ぼすおそれがある森林や、景観が損なわれる森林など、保全すべきナラ、シイ、カシ類林に指定して、優先的、重点的に対策を実施することとしています。森林環境税を活用して、ビニール被覆による被害の予防及び伐倒、薫蒸による被害木の駆除等を実施する市町村に対して補助をしているところです。

また、地域全体で対策方針や連携体制を築くことが初期対応を行う上で重要となることから、県が設置している奈良県ナラ枯れ防除対策協議会を今年度は5月と先週24日の2回開催して、ナラ枯れ被害の状況や防除方法、取り組み等について国や市町村等の関係機関とで情報の共有を行い、早期の対応に努めているところです。

また、県では9月下旬にヘリコプターによる上空からのナラ枯れ被害の状況調査を実施することとしており、その調査結果については10月に開催予定している同協議会において関係機関への情報提供を行うこととしています。

今後とも国、市町村等の関係機関と連携しつつ、ナラ枯れ被害の発生状況の把握に努め、被害の防除に努めたいと思っています。以上です。

○安井委員 今、被害の状況を答弁いただきましたけれども、つまり傍観しているだけでは到底、被害の拡大を防ぐことはできないと。やはり人海戦術というか人の手によって、1本1本当たっていかなければならないという非常に深刻であり、かつ人力の要る、そしてまたもちろん予算も要る、作業になると。特に山の場合は平野部のような比較的作業しやすい地形ではなく非常に急峻な、しかも山の頂上まで被害が伸びていく状況を見たときに、とても人の力では及ばないのではないかという気がしてなりません。これは1本1本、幼虫の駆除、あるいはビニールを幹に巻いて防ぐという方法でしようけれども、これを進めていくのにそういった予算、そしてまた人的なご協力をいただかなければならないのですが、非常に被害の速度と対応の速度の違いがあるのではないかと思うのですけれども、対策は十分かという、その見通しについてお答えください。

○伊賀森林整備課長 対策については、先ほども答えたとおり、被害の予防をするためにはビニール被覆であるとか、被害の枯損した木については伐倒して薫蒸すると、そういう先ほど委員のお述べのとおり、人海戦術でしているところです。特にことしについては、大阪府でも被害が多いと聞いていますし、そちらからも虫が飛んでくるということで、虫

の防ぎようはなかなかないので、結局、虫が入った木について、伐倒であったり駆除をしていかなければならない。ことしに限っては去年のおよそ2倍の予算をつけていただいたところで、その辺も含めて対策をしていきたいと思っています。以上です。

○安井委員 ライフラインに影響してくることになってきますと、被害によっては通常、道路の横や人家の横に影響を及ぼしてくることになります。こういったところに対する迅速な、二次被害が起こらない対策も必要ではないかと思われま。山の頂上にあるところまで伐倒することは難しいとしても、できるだけそういう人たちに、生活上、被害を及ぼさないよう対策も十分にとっていただきたいと思います。それともう一つ、ナラ枯れによって枯れれば、その根元にカエンタケが発生すると。これはさわっても、風評被害もあるぐらい非常に危険な分子であると言われており、同時にそういうことが発生してくるとなれば、単に木だけの問題ではなくなってきます。特にハイカーがよく歩く道の横にあたり、及ぼす範囲が非常に身近なものになってくるということです。木の対策と、そのキノコの対策も同時に考えていかなければならないと思うのですけれども、このあたりはいかがですか。

○伊賀森林整備課長 当然そのライフラインと、道路や住宅、あるいは電線などに近い枯れた木については、一番最初に優先的に手をつけていくよう市町村に対してもお願いしています。

カエンタケについては、林業振興課長とかわります。

○熊澤林業振興課長 ナラ枯れの発生した後にカエンタケが発生しているわけですが、一般の県民の皆様からお知らせがあり、それに基づき関係市町村にカエンタケが出ているところをお知らせして、パネル等を貼っていただいたりはしています。教育委員会からも、7月ごろ、そういうものが発生しているので注意するように連絡をさせていただきました。以上です。

○安井委員 特に申し上げることはないのですが、県の対策と市町村の対策という、おのおの役割分担はあると思うのですけれども、一層連携を強化して整備していただくしか手がないと思うので、これから冬に向かって菌が発生し、そしてまた飛散する状況になるまでに、できるだけ防いでいくことをぜひとも強化していただきたいとお願いします。終わります。

○今井委員 最低賃金のことで質問させていただきたいと思います。

このたび奈良県の最低賃金の改定で、現行740円が762円という答申が示されてい

ます。相変わらず改定のたびに大阪府などと比べて格差が広がっている状況で、今回、値上げ幅だけを見ますと22円ですので、これまでの値上げ幅の最高の値上げ幅になっているかと思うのです。しかし、この762円で実際に生活がやっつけられるかという点で見えていきますと、とても足りないのではないかと思うのです。

私のところに相談のメールをした方がいますけれども、実はこの方はハローワークで定年は「ない」という項目がありましたので、今の職場を選ばれたようですけれども、実際にその仕事に行きましたところ、65歳までだと言われました。現在62歳の方で、それでは自分はだまされたのではないかと、それから先のめどが、見通しがないと言われていきます。これまで掃除の仕事や新聞配達など、760円の時給のアルバイトばかりで暮らしてこられたので、国民年金が払えない状況で年金もないと。それから、お子さんもいらっしやらない、奥さんは体が弱くて仕事をしていないということで、自分の体が続く限りは働きたいと思っているけれども、定年がなしと書いてある職場に、ハローワークでそうした採用条件があったので行ったのに実際は違うという投書をいただいたのですけれども、この760円で年間を計算すれば大体158万円、月に13万円ぐらいの給料になっており、これでは生活が本当に大変だと想像できるわけです。

最低賃金よりもやや高いぐらいの設定の賃金が多いと思うのですが、この方に限らず今の若い人たちが置かれている状況が、皆こういう状況で働いていることを考えますと、本当に真剣に最低賃金の引き上げを考えていかないと将来的に大変なことになるのではないかという認識を持っているわけですが、この最低賃金を引き上げる場合に、国では中小企業の最低賃金の引き上げ支援対策補助金ということで、時給800円にすれば補助を出すという仕組みがあると思うのですけれども、これがどのくらい活用されているのか、この辺の活用状況についてお尋ねしたいと思います。

○元田雇用政策課長 最低賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への取り組み支援で、厚生労働省で助成金制度があります。内容としては、業務改善助成金といわれるものがあり、これの利用実績です。平成23年度にこの助成金が創設されていますけれども、平成23年度が22件、平成24年度が129件、平成25年度が132件、平成26年度が137件の実績と、奈良労働局から数字をいただいています。平成27年度については2件で、件数的には落ちていると情報提供をいただいています。これについては、平成27年度に若干制度の運用において、この助成金の対象とする中で労働能率の増進に資する設備や機器の導入が対象になっているのですけれども、そういったものについて若干対

象になるものが絞られたことなど、あるいは助成金、今までは同じ企業でも複数回申請ができていたわけですが、それが1回に限定されたという制度の改正が平成27年度に行われて、件数が落ちたとお聞きしています。以上です。

○今井委員 最低賃金が非常に問題になっている中で、厚生労働省が施策を進めると、実際にはそれが使い勝手が悪くて、平成26年度は137件あったものが2件しか平成27年は使えなかったということでは、本来の労働条件の改善にはつながっていないのではないかと考えています。この最低賃金を今、1,000円にという要望が強いのですけれども、最低賃金1,000円にすると辛うじて200万円を超える208万円です。アメリカなどでは15ドルと言っていますが、1,500円として312万円ということになっていきますので、根本的に最低賃金で暮らせるだけのものに変えていく必要があるのではないかと考えているわけです。このままでいきますと、何もなければ10月6日からこれが発効する状況になると聞いていますが、県の立場からこれに対して何か物を言うことはできるのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○元田雇用政策課長 奈良県の最低賃金の改定については、先ほど8月10日に奈良労働局労働基準部から奈良地方最低賃金審議会での審議を受けて、先ほど委員がお述べになりましたように、改正内容が決定されて答申が行われたところです。答申に当たっては、最低賃金を取り巻く状況や関係労使からの意見等の聴取、最低賃金に関する実態調査などを踏まえて審議が行われたと聞いています。

委員のご質問の件で、奈良県として最低賃金そのものについて、審議会などに意見を申し上げていく機会等はないのが実際のところです。

それから、最低賃金を引き上げていかないと、なかなか生活が成り立たないということについてです。国でも、県でも、正規雇用化の取り組みを進めているところです。若者が安心して生活ができる社会に向けて取り組みを進めていきたいと思っています。以上です。

○今井委員 国で働き方改革と言われて、県でも働き方改革を検討することを進めようとしていますけれども、本当に働く人がこれで自分の生活が何とかやっつけていける、これならワーク・ライフ・バランスで仕事も続けられるという、本来の意味の働き方改革につながるやり方を進めていただきたいと強く要望します。

それから、2つ目の質問は、HOUSE VISION 2016、東京のお台場で奈良県の吉野材などが展示されており、トークイベントなどもあり、私もトークイベントのときに参加させていただいたのです。改めてほかの材と比べて奈良県の吉野材が非常に美

しいと認識しました。まだ最終的には終了していないかと思っておりますので、きちんとしたまとめはできていないかと思っておりますが、このHOUSE VISION 2016の状況、奈良県に対する評価、意見、入場の状況などが、どのような状況だったのかを聞かせていただけたらと思っております。

○中村奈良の木ブランド課長 HOUSE VISION 2016の成果について、お答えします。

本年7月30日から、きのう8月28日まで約1カ月間、東京のお台場で開催されたHOUSE VISION 2016の会場において、新国立競技場を設計されておられる建築家、隈研吾氏のプロデュースによる奈良の木約1,500本を使ったモニュメントを展示するとともに、奈良の木ブランド課の職員も現地に出向き、奈良の木に関する説明、それからリーフレット約5,000部を配布するなどのPR活動を行いました。この展覧会は木材業界のみならず住まいにかかわる企業関係者、それから建築関係者等が多く来場されていましたが、奈良の木の手ざわり、それから、におい、色目のよさ、あわせて木の強さについて好評をいただきました。これまで奈良の木の実物を見る機会が余りなかった方が多くおられて、これまでになかったPRができたと考えています。来場された大手ゼネコン、それから建築士事務所、それからマンション販売事業者を中心に約100社の企業関係者と名刺交換等をさせていただきました。今後の奈良の木の売り込みへの足がかりができたと思っています。この企業関係者には、国内企業だけではなく、中国の建築設計事務所も含んでおり、海外販路開拓につながる成果も得られるのではないかと期待しています。

この展覧会には15の企業が参加されていましたが、そのうちの蔦屋書店が展開するカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社、それから味の素ゼネラルフーズ株式会社、無印良品を展開する株式会社良品計画、それから民泊のマッチングをするAirbnbの幹部の方々にもお会いする機会があり、農林部長等も含めて各企業の事業で奈良の木を使っていただくことについて売り込みを行ったところです。結果、奈良の木の使用前向きに検討する旨の回答をいただいております、引き続きつながりを持って対応をしていきたいと考えています。

また、企業関係者からは実際に奈良の林業地を見に行きたいとの声を多くいただきましたので、本年10月に県及び素材生産、それから製材・加工・流通・設計・建築の各事業者で組織しております奈良の木マーケティング協議会が開催します奈良の木伐採見学ツアーに参加していただき、あわせて今後の対応につなげていきたいと考えています。以上で

す。

○**今井委員** ありがとうございます。非常にインパクトのある展示会だったと参加させていただいて感じました。最初行きましたときには、角材が組んで並べてあるだけの何と手抜きかと私は感じたのですが、それが一つの構造だったということで、その空間におりましたら爽やかな風が入ってきて非常に涼しい感じがあり、また、トークイベント中もそこにおりましたけれども、木の香りなど大変居心地のいい空間だったのが実感です。ぜひ取り組みを進めていただき、奈良の木のよさをもっともっと広げていただきたいと思います。お願いしたいと思います。

それから、ここで言うことなのかと思っていましたところ、先ほどおもてなしの充実と言われていましたのでお願いしたいのですが、実は県庁の前の噴水から水が出てないと、県民の方から連絡をいただきました。私も玄関前に行ったら実際に水が出ていなくて、管財課になぜ出ているのかを聞きましたら節水のときに水をとめたということですが、今、電力不足をそれほど言っている状況ではありませんし、きょうは少し涼しいのですが、今、物すごい猛暑が続いており、水が出ていて、シャワーの感じで少しは涼しい感じになれば、観光客の方もたくさん来られていますので、奈良のおもてなしということで、ただ水を出すだけの話ですが、直接喜んでいただけるのではないかと思います。ぜひ内部で検討いただき、おもてなしとして、噴水から水を出していただきたいと思います。お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○**松尾委員長** 委員会の所管外のことですが、おもてなしということで何とか協力を、皆さんもしていただけたらと思います。

○**和田委員** 今、奈良県は産業・雇用において経済の構造改革をしっかりとやりながら、レベルを上げていこうと取り組まれていますし、また産業・雇用振興部の取り組みは、大変重要であるだけでなく、本当にご苦勞をいただいていることと思います。

県の主要な政策として幾つかありますが、そのうちの一つに県内企業への貸し付けは非常に重要なものです。県内の貸し付け金融事業については、奈良県として県の信用保証協会、これを通じて県の応援を企業に対して行っていると思っています。この信用保証協会のあり方は大変重要と思うわけです。従来、私が知り得る限りのこの5年で、この信用保証協会について触れた質問は、私は一度やりましたけれども、それもまだよく存じ上げない組織機構ということで触れた程度で、ほかに勉強させていただく質疑がなかったと思います。この機会ですから、ひとつこの信用保証協会がどういう組織なのか、特に沿革を中

心にお尋ねしたいと思います。

○堀辺地域産業課長 信用保証協会についてのご質問です。

信用保証協会は、いわゆる信用保証を行うことにより中小企業の金融の円滑化を図ることを目的に、信用保証協会法に基づいて認可を受けて設立された法人です。この信用保証は、中小企業が金融機関から融資を受ける際に信用保証協会が債務保証を行い、中小企業者は信用保証協会に対して信用保証料を支払うという仕組みです。これにより、中小企業者が万が一金融機関に対して返済不能と、返済困難に陥った場合に、信用保証協会が中小企業者にかわり金融機関に対して返済、代位弁済と申し立てますが、これを行うということですが、

奈良県信用保証協会は昭和24年に財団法人奈良県信用保証協会として設立されました。その後、信用保証協会法が昭和28年に制定されて、それを受けて昭和29年に信用保証協会法に基づく認可法人になりました。以来、公的な保証機関として信用保証を行うことにより県内の中小企業、小規模事業者も含めて、これらの金融の円滑化に努め、中小企業の事業の発展を支援したところです。特に最近では金融機関、県とこれらの関係機関と連携をして中小企業支援ネットワーク、あるいはいろいろな相談窓口の設置など、県内中小企業の経営支援、再生支援、創業支援などにも取り組んでいるところです。

奈良県信用保証協会の事業の実績は、平成27年度末時点の保証債務残高を金額で申しますと約2,300億円、件数で2万5,000件です。平成27年度中、新規の保証承諾は金額で約774億円、件数で6,175件、それと代位弁済を行った件数等で、金額で申しますと平成27年度中は約27億円、件数で258件となっています。これらの利用企業数という観点から見ますと、平成27年度において県内企業の約1万3,000社が利用しており、県内の中小企業者が大体3万3,000社で、これと見合わせてみますと県内中小企業者の約4割が奈良県信用保証協会の信用保証制度を利用していることになり、円滑な資金調達において非常に重要な役割を担っていると考えています。

この奈良県信用保証協会について、県では中小企業に対する保証業務を積極的かつ弾力的に実施できるように、信用保証協会の基本財産である基金に出捐金として拠出をし、信用保証協会の財政基盤を支えています。

それと、県独自の中小企業向け金融施策である制度融資においても、融資を受ける中小企業者の保証料負担を軽減するために、保証料の一部に相当する額を信用保証協会に補助するとともに、制度融資のうち代位弁済リスクの高い資金については、保証をつけやすく

するため、損失補償を行っています。以上です。

○和田委員 きょうは初度委員会ですので、詳しくいろいろと質問することは避けたいと思いますが、少し何点かお尋ねします。

信用保証協会を支えるのに基本財産があって、これに県が投入している額がどれほどなのか。

それから、例えばいろいろな点でもっと知りたいことがあるのですが、最近奈良新聞で承認額が6割、南都銀行に出していると、これが非常に大きい額のように指摘されているわけですが、この額が大きいのか小さいのか、全く評価ができない。というのは、貸し出しの金融機関あるいは銀行に対して、一体どのくらいの貸し付けが妥当なのかに関しては県は全く関与をしないのかどうなのか、申しわけないが、私は勉強不足でさっぱりわからない。

今幾つかの点について具体的に指摘しましたけれども、それらについてお示しいただくとありがたいのですがどうですか。

○堀辺地域産業課長 まず、基本財産等ですが、これまで県は出捐金として44億5,720万3,000円を拠出しました。現在、奈良県信用保証協会の基本財産は188億920万円で、190億円ほど基本財産があります。そのうちのこれまで出捐金として出したのが44億円という、先ほど申した数字です。

次に、貸し付けの妥当性ということで、一部の銀行が多いと新聞報道があったということで、確かに奈良県信用保証協会の保証の残高は、南都銀行が全体の保証残高のうち60%ほどを占めていますけれども、これは奈良県内における金融の貸し出ししている割合がほぼそれと同じような額で、当然のことと考えています。県内の貸出残高は、当方で調べたところによると、平成27年度末で県内の中小企業等の貸出金残高のうち、約半分は南都銀行が占めています。ですので、保証協会の保証についても南都銀行が大きな比率を占めるのは当然のことと考えています。

次に、保証について県の関与ですけれども、県としては保証協会等と一緒に考えて新たな制度をつくっています。個別の案件については独自に保証協会が判断して、どの程度の保証をするかについては県は関与をしていません。以上です。

○和田委員 例えばこの奈良新聞によると、5月末現在における同協会の南都銀行に対する保証承認額は、全体の60.5%もある中でという形で指摘をしているわけです。これがこんなにも貸していますという、非常に大きな額のように見えているわけです。だから、

報道の仕方が悪いのか、信用保証協会が6割も貸していることが異常なのか、そういったことが実は私はわからない。わかることがやはり必要だろうと思うのです。この信用保証協会のあり方について、県の非常に重要ないわゆる金融機能、県経済を担う中枢的な機関ですから、やはり私は議会として県の信用保証協会のあり方を正確に知っておきたいと思うわけです。地域産業課長に今答えていただいたけれども、承認額6割が南都銀行と書いてあるけれども、これを見てどう思われますか。当然だと、あなたはおっしゃったけれども、例えば奈良新聞はこんな取り上げ方をしているわけですが、これについてどうですか。

○堀辺地域産業課長 ただいま申したことと重複するかわかりませんが、貸付額自身が南都銀行が多いということですので、当然保証をつけてくださいという中小企業者の中でも南都銀行を通してお金を借りる方が多いということですので、新聞報道については、特にその数字をもって異常とか変であるとか全く考えていません。

ちなみに保証承諾、これについて信用保証協会の保証をつけてくださいと申請があって、それに基づいて信用保証協会が保証をするかどうかを決めるわけですが、その申請についても特段南都銀行だけが承認率が高いなど、そういうことはなく、各銀行、同じように承認していますので、南都銀行だけとって数字が高いとか異常であるとかは全く考えていません。

○和田委員 今の見解はわかりましたので、この新聞の書き方は私は納得できないと思います。メディアは、私のところの社の考え方はこうだと主張をされるのですが、こういうメディアの書き方はどうかと思います。

それから、ほかのことで、この信用保証協会のあり方でこんなことで大丈夫かと思うことが一つあります。それは滞納などが起きて、代位弁済をしなければならぬ事態があったときにこの損害金に対して年利額がたくさん生まれていると思います。そういったときに年利18.25%出しているのです。これがずっとこの損害金残高、残っている限りはこの年利が18.25%ついて回ってくる。そうなってくると、この会社自身は果たして立ち直れるのかどうか。そしてまた、本当に倒産をしてしまった、廃業してしまったならば、ここに連帯保証人がついていっているわけだから、連帯保証人のところまで行ってしまいう問題が出てきます。こういう仕組みについて県として、とにかく県内企業を応援しようという方向で進んでいるのに、このような制度状況でいいのかどうか、聞かせていただきたいと思います。

○堀辺地域産業課長 個別の損害の利息については今数字は持ち合わせていませんが、各

年によって見直しをされて、その時期によって若干の変動はあると聞いた記憶があります。ただし、率が高いのは確かです。信用保証協会においては、原則信用保証協会に限らずお金を借りたものは返すのが大原則ですけれども、信用保証協会が代位弁済した以上、信用保証協会は中小企業の金融を支援する公的な機関で、銀行とは違ってそれぞれの企業に立ち直れるよう、あるいは事業が継続できるよう、本来の目的に沿った返済について相談をしながら対応していると考えますので、実際、個別の案件でどうなっているかは今掌握できていませんけれども、基本的には今申した概念で対応していただいていると思っています。以上です。

○和田委員 堀辺地域産業課長には大変申しわけないけれども、あなたの概念はということで話をされました。その概念は概念として、本当に信用保証協会の現場ではそういう損害金、それに対する利息をかけること、それからまた、さらに言えば損金が出れば、この損金をどういう基準で切っていくのか、これは全て現場の対応ではないのか。現場の対応のそこが私は知りたい。私の周辺でも、どうしようもないと言って倒産をする会社がやはりあるのです。そのときに連帯保証人も大変お困りです。どういう基準で、ここはもうこれで終わりだと、あとは返済できなかつたら、これも損切りをやってしまおうというのなら損切りでどういう基準で損切りをしていくのか、現場の状況がよくわからない。これは非常に重要と思うのです。

県は金をばんと出して、こういう方向でどうぞひとつ運用してくださいと、このような気持ちでしているのですが、現場はやはり厳しい対応をしていると思う。そういう意味で現場の状況については、堀辺地域産業課長、失礼だけれども、そこまで個々、個々のことは皆、もちろん信用保証協会に任せているのだとおっしゃるけれども、協会は協会で金融機関との連携で、またいろいろな相談事をしてと思う。ただし、その金融機関までは私らは全然及ぶ範囲ではないので、とりあえずはこの信用保証協会での現場の資金運用、どうなっているのかを私はもっと知りたいと思うのです。そういう意味で委員長、できることならば信用保証協会のトップに来ていただいて、現場の状況をいろいろとお尋ねしてお教えいただきたいと思うのです。これは、県の企業の応援という意味でも非常に重要だと思います。

なおかつ各メディア、信用保証協会と県との関係でいろいろと話題が出ています。我々県議会としてもさわってはいけない分は、私はさわるつもりはありません。しかし、県と信用保証協会の関係を本当にスムーズに、より一層綿密に協力体制をつくっていくために

も、組織のあり方についても、信用保証協会側の意見をぜひとも聞きたいと思うのです。

○松尾委員長 わかりました。

○和田委員 委員長、そういうことでお願いしたいです。

○松尾委員長 今、和田委員から参考人の出席を求める発言あったのですが、まだ質問もある方もいるとは思いますが、質疑の終了後に諮らせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○和田委員 委員長、最後に。

○松尾委員長 意見を皆さんに聞いてから、反対もあると思いますので。

○藤野委員 初度委員会ですので、現状確認という意味で質問させていただきます。

まず1点目は、県の地方総合戦略にのっとり荒井知事は働いてよしとあっておられますが、県内で働く人の1万人増、あるいは100件の企業立地と1,000人の雇用の場創出と描かれておられます。以前からさまざまな取り組みを行っていただいている京奈和自動車道と西名阪自動車道の交差のある地域、工業ゾーンと言われている地域ですが、現状どのような取り組みとなっているのか、お聞きします。

○箕輪企業立地推進課長 藤野委員からは工業ゾーンの創出プロジェクトについてお問い合わせがありました。お答えします。

企業誘致を進めるためには、例えば東京都や大阪府で開催しています知事のトップセミナーがありますけれども、そういうセミナーなどの広報活動をしっかり取り組む必要があると考えています。それとともに産業用地の確保が重要であると考えています。本県の特徴として、市街化区域における工業系の用途地域の割合が11.8%と全国で一番低いです。工業用地の提供の面で企業ニーズに応えられていない状況です。県内においては、先ほど委員がおっしゃったように西名阪自動車道、さらに京奈和自動車道の整備が進んでいるところで、その周辺地域については大規模な新規の立地の検討をしている意欲的な企業から用地についての問い合わせは近年多くなっている現状です。こうした本県への企業の投資意欲が高まっている現在は好機と捉えています。そういう企業の期待にできるだけ応えていくように県と市町村が共同して現在工業ゾーンを創出するプロジェクトを進めています。

実際にはこのプロジェクトに興味を持たれた企業があります。その企業からは、例えば一団の土地として、いわゆる一固まりでまとまるのかということや、交通アクセスはどのようなものか、さらに周辺では人材確保ができるかと、いろいろな問い合わせを受けている

状況です。このあたりが企業の求めているところかと思っていますが、そういう、先ほどの一固まりの土地で固まるのかというニーズに対しても、地元の地権者の意向が大切で理解を求めていかなければなりません。そういう理解を得るためにも、このような企業の声をしっかりとつかみ取って、確実な投資計画を呼び込むことが大事だと考えています。現在は地元自治会への説明会や、地権者の説明会を含めて、いろいろな意見を聞いています。その中でも企業の投資ニーズをきちんと説明させていただいて、対応をしているところです。

この工業ゾーンの実現に向けて、現在、具体的な候補地の検討に入っているところで、地元の積極的な意向が大前提ではありますけれども、県も地元の自治体と一緒にこの取り組みを進めていきたいと考えています。確実な投資計画を、確実に引き出せるように誘致活動を引き続き行っていきたいと考えています。以上です。

○藤野委員 答弁は、簡潔で結構です。

○箕輪企業立地推進課長 申し訳ございません。

○藤野委員 インターチェンジ周辺の規制緩和をしていただいて、さまざまな県としての取り組みも非常に評価をするところですが、現状どのくらいの問い合わせがある、あるいはその中に有力な企業はどのくらいあるのか教えていただきたいと思います。

○箕輪企業立地推進課長 有力な企業に関してですが、それぞれの企業の投資計画については固有名は控えさせていただきたいとは思いますが、それぞれエリアごとに一定の固まりがありますので、それに向けてはある程度の引き合いは現在あるところです。企業のニーズ、スケジュール感が大事になってきますので、実際にいつごろできるのだろうか、会社の投資ニーズ、いつごろまでにしたいというニーズなどを話をして、できるところから検討も進めているところです。以上です。

○藤野委員 どのくらいの数の問い合わせがあったのですか。

○箕輪企業立地推進課長 2桁以上です。以上です。

○藤野委員 2桁ということですから非常に多い問い合わせの数であろうと思います。地元の協力をなくしてはこれはできないと認識をしていますけれども、地元自治体といえは大和郡山市になると思うのですが、市とのさまざまな連携、あるいは地元のさまざまな協力、これは現状どのようになっているのか、お聞きします。

○松尾委員長 箕輪企業立地推進課長、もちろん企業が来ることだから言えないことはたくさんあると思うのですが、情報提供できる範囲で簡潔にきちんと答えてください。

○箕輪企業立地推進課長 わかりました。

○松尾委員長 お願いします。

○箕輪企業立地推進課長 大和郡山市域においては、市役所と今、話をしているところです。地元への説明は昨年度までに終わっていますが、個々の地元の地権者も含めて説明に入って、意向をいま一度確認したいと思っています。以上です。

○藤野委員 最後に確認しますが、市と、あるいは地元の地権者も含めた協力は、全面的に得ているということによろしいのでしょうか。

○箕輪企業立地推進課長 具体的な地権者一人一人と話はまだできていないところも多くありますので、今後県としてしていきたいと思っています。

○藤野委員 ありがとうございます。ぜひともスピーディーに取り組みを進めていただきたいと要望します。

次に、雇用の面ですが、以前にも本会議において質問した高度専門人材に関する内容で、過去にシャープ株式会社の大量退職もあって、高度専門人材のさまざまな取り組みについて、いわゆる受け入れも含めてどんどんやっていくということですが、結果、シャープ株式会社の大量退職が全て高度専門人材に当てはまることはないのですが、高度専門人材に関する現状と、その大量退職についての現状がどうなっているのか、お聞きします。

○元田雇用政策課長 県内就労あっせん・起業支援センターにおいては、これまで139名のシャープ離職者が登録されています。このうち127名については、就職やあるいは起業、あるいは転居などをされて、現在7月末時点でのこの県内就労あっせん・起業支援センターでの登録者数は12名となっています。この12名については、7月にこの全員と個別面談を行い、再度就職先の希望等の確認をしたところです。ご家庭の事情などで就職活動ができない方もおられますけれども、早期就職を希望される方には希望に応じた県内企業をご紹介できるよう、新たな求人ニーズの掘り起こしを現在行っています。

一方、ハローワーク全体の話で、ハローワークにおいては、これまで最大813名が求職者として登録されていました。そのうち、601名が就職を決定しています。この7月末現在でのハローワークにおける求職者数は、重複などありますので単純な差し引きでは合わないのですが、259名とまだ多くの方が就職活動を行っている状況です。

今後とも県としては、シャープ離職者をはじめとした高度専門人材、すなわち大手企業出身者など実務経験豊富で高い技能を備えておられる方に、県内中心企業の発展を担う人材として、もしくは企業者として県内で活躍していただけるよう、支援を行いたいと考え

ています。以上です。

○藤野委員 高度専門人材の取り組みは非常にいい取り組みと評価をしています。かけ声倒れに終わらないように、県内の求職をされる方で技術をしっかり持っている方が、さまざまな経験を生かして、この奈良県の工業の発展、産業発展に努めていただくのは非常にありがたいことです。特に県外にその人材が流れないように、この高度専門人材のさらなる取り組みを願うところです。

シャープ株式会社の大量退職も含めたさまざまな取り組みもしていただいていると思うのですが、先ほど今井委員からもおっしゃったように、やはりなかなか県内のいわゆる働く環境について、最低賃金も含めて、大阪府との環境の格差もあると思うのです。私の知り合いも技術を持っておられる方ですけども、県内で労働条件に合わないと、結局は大阪府へ就職されてしまった。非常にもったいないと思うのです。企業側のさまざまな考え方もありますし、行政一存ではなかなかいかないと思いますが、この高度専門人材の取り組みも含めて、行政がサポートや、あるいは企業とさまざまな取り組みを行い、マッチングも図っていくこともされたと思うのですけれども、今後、求職される方が県内で働いていただける取り組みを進めていただくことも含めて産業・雇用振興部長から、その思いなど決意を申し上げていただければありがたいと思います。以上です。

○森田産業・雇用振興部長 藤野委員がおっしゃるように、ご指摘のとおり、大阪府と賃金も含めて労働条件の差があるのは、これは事実としてあります。それに対して手をこまねいているだけではなく、やはり1社1社、大阪府に少しでも近い労働環境を実現できる、あるいは労働条件を実現できる優良企業をふやして、1社1社、大きな企業がいいということではなくて、小さな企業でも収益性の高い、大阪と伍していける、遜色のない労働条件を適用できる企業を地道にふやすことが何よりも大事だと思います。できるところから1社1社ふやす、地道ですけれどもまずそういう取り組みをふやしていくと。

それとともに、それを支えるのはやはり人材確保だと思っています。先ほどの説明でも申し上げましたが、後継者難と言われている企業もたくさんいらっしゃいますけれども、県が企業立地で営業に回るのと同じ形で、人材探しに県がもっと走り回ると。それが今、我々にできる実践として何よりも大事だと思っています。最初に申し上げた優良な収益性の高い企業、1社でも2社でもふやしていくこと。それと、優秀なそれを支える経営者を1人でも2人でも探して歩くこと。それを県が地道に汗と足で稼いで進める、それが大きな基本的な考え方です。以上です。

○藤野委員 奈良県は企業数、営業所数が低い、全国の最低レベルの県ですけれども、企業が人材を大切にするという点については、行政とタイアップしながらさまざまな今後の取り組みを、大いに期待をしていますので、よろしく願い申し上げます。以上です。

○池田委員 正午を回ってしまいましたけれども、しばらくおつき合いをいただきたいと思います。自由民主党の池田慎久です。

私からは1点、県営の奈良競輪場についてお尋ねします。

平成24年9月に奈良県営競輪あり方検討委員会が設置をされて、これまで種々議論がなされてきたと。その中には平成28年度末をもって存廃も含めた議論がなされてきたと伺っていますが、この件についてどのような結果報告がなされたのでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

○堀辺地域産業課長 奈良県営競輪あり方検討委員会について、奈良県営競輪は平成21年度から連続して赤字計上で、一時は累積赤字が1億3,000万円ほどにもなったところでした。池田委員が、おっしゃっていたように、平成24年9月に現在の奈良県営競輪あり方検討委員会が設置され、存廃も含めて検討していただきました。平成25年6月にまず中間報告として包括外部委託の導入をして、県財政への貢献を目指しなさいと中間報告をいただきました。その際に、当面の存続として平成28年度末とすると、平成29年度以降のあり方については、平成27年度末までにもう一度検討して報告するということでした。その後、平成25年度で累積赤字を解消して、包括外部委託の導入と、あるいは歳出削減、売り上げ増に取り組んだ結果、黒字運営が現在継続しています。

それを踏まえて平成28年3月に、平成29年度以降の存廃も含めて、委員会報告として報告をいただきました。その内容が、現在の経営状況から平成28年度末をもって直ちに廃止する状況にはないということです。ただし、将来的に不確定要素もあることから、少なくとも黒字が見込まれる平成33年までの5年間の継続で報告をいただきました。

奈良県営競輪あり方委員会においては、引き続き取り組み状況を検証・検討して、平成34年以降のあり方については改めて平成32年度までに方向性を示していただくという報告をいただきました。この平成33年までの間に競輪場としてできる限り集客力のアップ、一層の経営の安定に努めるということです。あわせて競輪場の施設のあり方、これも複合的な活用として、例えば地元住民の方々、あるいは観光客の方々がふれあう場という活用の仕方、あるいは自転車競技の振興の場として一般の方にも使っていただくという活用方法も踏まえて今後のあり方を検討していくよう進めていくという方向性をいただき

ました。以上です。

○池田委員 ありがとうございます。この競輪場については地元の雇用など、さまざま地域に対する影響も大きいわけで、そういう意味では地域住民の皆さんも周辺の方々も非常に存廃について心配をされていたわけですが、ただいまの答弁のとおり、向こう5年は存続をしていくということで、また今後、奈良県営競輪あり方検討委員会において、この経営について、また競輪事業についてしっかりと見ていくということです。

しばらく黒字決算が続いているということです。これは、ご答弁がありましたように、民間会社への包括外部委託を進められたり、あるいは売り上げアップを図る努力をされたり、一方で経費の削減も進められた結果で、本当に努力を評価したいと思っています。

平成27年度の決算見込みは、大体どのくらいの決算状況なのか、お聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。数字を持っておられますか。

○堀辺地域産業課長 平成27年度の決算の見込みとしては、歳入歳出差し引き額として1億1,307万9,000円の黒字と見込んでいます。平成26年度に比べて、546万3,000円の増と見込んでいます。以上です。

○池田委員 ありがとうございます。昨年よりも540万円ほどふえたということです。堅実に黒字が積み重なって、健全経営に向かっていると理解をしていますけれども、この競輪場は、施設の老朽化や、あるいは耐震について指摘をされている向きもあるわけですが、このあたりについて黒字が積み上がっていくことによって、耐震も含めた施設の老朽化対策、改修について、めどはつきそうでしょうか。そのあたりについて見解をお示しいたきたいと思います。

○堀辺地域産業課長 競輪場の施設については、老朽化も進んでいるのは確かです。耐震化等についても、耐震診断をまず行った上で耐震設計になりますので、一部耐震診断を行っていないところもありますので、早急にそれを行った上で耐震の設計等に取りかかりたいと考えています。

また、加えて建物以外で走行路が、傷んできていますので、それについてもできれば改修を行いたいと考えています。ただ、これからのあり方と非常に密接にかかわってくる部分がありますので、これから将来的な部分を見据えた上で必要な改修等を行っていきたいと考えてます。以上です。

○池田委員 ありがとうございます。まだ未来永劫、この競輪事業を続けていくということまでの結論は出ていません。向こう5年は担保されたわけですが、耐震は当然必要だ

ろうと思いますし、老朽化対策は当然改修工事も必要なわけですが、どれだけ手を入れていくかは非常に微妙な問題です。黒字が出ていますが、その黒字が出た中でしっかりとその分を積み立てといたしますか、資金を確保していただいて、必要な改修はぜひ早急に行っていただきたいと思っています。特に耐震対策については必要だと思っていますので、よろしくお願いします。

いずれにしてもこれまでの競輪事業を踏まえて、さらに先ほどご説明ありましたように複合的な利用を図っていくと。場所が近鉄大和西大寺駅からも徒歩圏内ですし、また周辺の道路の環境もいいわけです。町なかですので、いろいろなイベントや地域の行事などに積極的に利活用ができる場所ではないかと思っていますので、いろいろと可能性を模索していただきながら、ぜひ地域のまさににぎわいの場所になるように、競輪事業だけではなくて、競輪に余りふだん、接しない方についても気軽にこの競輪場、このエリアに誘える仕組みといたしますか、取り組みをしていただければと思います。それをお願いして、質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○松尾委員長 ほかにございませんか。

それでは、最後に先ほどの和田委員の参考人の出席を求める発言についてであります、堀辺地域産業課長からもいろいろ説明はしていただいたのですが、やはり現場の声も聞いておく必要もあるのではないのかとも思っております。私も経済労働委員会は、9年目になるのですが、一度もそのようなことはなかったもので、ぜひこの機会に参考人として現場の声をお聞かせいただきたいと思っているのですが、皆さん、ご意見はありませんか。

(「はい、いいです」と呼ぶ者あり)

それでは、次回の9月13日午後1時から開催する委員会に、参考人として出席を求めさせていただきます。

ほかになければ、これをもちまして本日の委員会を終わります。